

令和6年度「講座等受講料助成」制度のご案内

会員の皆様への福利厚生サービスとして、教育・文化・スポーツ等の講座、教室を受講した利用料の一部を助成する講座等受講料助成事業をスタートします。助成を受けるためには、講座等受講後に互助会事務局への申請手続きが必要となります。ご不明な点等ございましたら、互助会事務局までお問い合わせください。

- 1 対象者 講座、教室を受講した会員
- 2 対象 教育・文化・スポーツ等、教養を培う・健康増進などを目的とした講座、教室
- 3 助成額 1,000円(1,000円未満の場合は対象外)
※1年度につき、1人1回限り
- 4 対象期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日まで
- 5 定員 250人(定員を超えた場合は助成できません。)
- 6 申請方法 講座等受講後、主催者発行の領収書(様式は問わない)もしくはレシートを、「講座等受講料助成金交付申請書兼領収書」に貼付し、互助会事務局に申請する。(助成金申請書は同封していますので、コピーしてご活用ください。)
- 7 利用条件 1,000円以上の領収書もしくはレシートを申請書に添付し、互助会事務局に提出してください。利用できるのは1年度につき、1人1回限りとします。



お問い合わせ先
〒708-0022

津山市山下92-1 津山圏域雇用労働センター内
津山圏域勤労者互助会 TEL 0868-24-3633